平成２１年（フ）第１８２４２号
東京都品川区西五反田８丁目１番10号
破産者　有限会社ケイ・エス・システム
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８２４３号
神奈川県鎌倉市扇ガ谷３丁目１－１－201
破産者　北澤　順子
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８２６３号
神奈川県川崎市多摩区生田１丁目10―14
破産者　有限会社ブックランド
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８２６４号
東京都町田市真光寺２丁目６－３－B303、開始決定時の住所東京都稲城市長峰３丁目５杜の三番街４―906
破産者　山形　雅子
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３８２号
東京都品川区大崎３丁目10番５号
破産者　高木建設株式会社
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３９６号
東京都荒川区町屋６丁目34番15号
破産者　株式会社クリエイト
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３９７号
東京都荒川区町屋４丁目34―12―402
破産者　飯塚　雅子（旧姓中森）
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５７５号
茨城県常総市中妻町6283―２
破産者　青島　正夫
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６４号
静岡県富士市日乃出町165番地の３
破産者　尹　　敬禮
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第８０１３号
大阪市平野区加美北８丁目14番46号Ａ―102
破産者　有限会社マゼラン・マゼラン
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４５号
千葉県松戸市中和倉308番地の22
破産者　被相続人亡山下祥子相続財産
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６８２号
千葉県松戸市六高台２丁目46番地の３　サンヴェール松戸六高台103号
破産者　椎名　隆治
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８２１７号
東京都江東区大島１丁目38―７　坂上方
破産者　秋山美和子（旧姓本田）
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９６６０号
埼玉県さいたま市緑区東浦和２丁目73―１―７―205
破産者　佐藤　茂夫
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００２４号
東京都江戸川区南小岩６丁目15―15―101
破産者　中島　明二
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００２５号
東京都台東区元浅草４丁目８－５－301
破産者　中島　光一
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００８１号
東京都北区王子１丁目17―１―806
破産者　中條　寛道
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０３８７号
東京都足立区鹿浜７丁目24―15
破産者　今井　　武
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６４７号
東京都府中市宮町２丁目27―３―101
破産者　高木　廣見
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８４１号
埼玉県川口市前川３丁目21―５　シャトール前川第２―301
破産者　森田　嘉司
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０９１１号
東京都港区六本木２丁目３番９号
破産者　株式会社チャック・アンド・カンパニー
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０９１２号
東京都港区台場１－３－２―1702、住民票上の住所東京都千代田区紀尾井町３―10―2108
破産者　梶　　浩久
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０１４号
東京都墨田区石原４丁目14―９―902
破産者　名倉とも子（旧姓渡辺）
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部